

国民年金
あれこれ

20歳になったら国民年金！

国民年金は、20歳から60歳未満までの方が加入することが義務付けられており、20歳に到達した皆さまには日本年金機構から国民年金に加入したことをお知らせする通知が届きますので、忘れずにご確認ください。

国民年金のポイント

将来の大きな支えになります！

国民年金に加入した方は毎月一定の国民年金保険料を納める決まりとなっていますが、国の制度のもと運営されているため安定しており、受給が開始されてから生涯にわたって給付されます。

老後のためだけのものではありません！

国民年金は、一定の年齢を迎えたときに支給される「老齢年金」のほか、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れる「障害年金」、加入者が死亡した場合にその加入者により生計を維持されていた遺族が受け取れる「遺族年金」があります。

※障害年金や遺族年金には、一定の受給要件があります。

保険料免除制度と納付猶予制度

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、役場保険年金課で免除や納付猶予の手続きをすることができます。保険料を滞納したままにすると、将来受け取る年金額に影響するだけでなく、各種年金の請求ができない場合や、ご自身やご家族の財産が差し押さえになる場合がありますので、未納のままにせず一度ご相談ください。

	申請できる方	所得審査の対象者	所得審査の対象年度	老齢年金額への反映	障害・遺族年金の申請
全額免除	20歳以上	本人、世帯主、配偶者	申請年度の前年分（※1）	反映される（※2）	申請できる
一部免除	60歳未満				
納付猶予	20歳以上 50歳未満	本人、配偶者	申請年度の当年分	反映されない	申請できない
学生納付特例		本人			
未納					申請できない

※1 1月から6月までに申請される方は前々年分が対象です。

※2 免除の程度に応じて減額されます。

問い合わせ先 土浦年金事務所 国民年金課 ☎029-825-1170

自動音声になっていますので【2】を押した後に【2】を押してください。

役場保険年金課 国民年金係 ☎68-2211（内線176）

令和2年国民健康保険税・後期高齢者医療保険料納付済額通知書を送付します

昨年中（※1）に納めた国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付額をご確認いただける「国民健康保険税・後期高齢者医療保険料納付済額通知書」を送付いたします。確定申告などの社会保険料控除の証明に、ご使用いただけます。

●送付対象：国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入をしている方がいる世帯（※2）

●発送予定日：1月下旬ごろ

●注意事項：特別徴収（年金からの天引き）の方は、年金機構から届く『公的年金等の源泉徴収票』と重複して申告をしないようご注意ください。
ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

※1 令和2年1月1日から令和2年12月31日までに納付した額

※2 この通知書の発送日現在

問い合わせ先 役場保険年金課 ☎68-2211

国民健康保険係（内線172）・後期医療係（内線178）

マル福制度

問い合わせ先 役場保険年金課 医療福祉係 ☎68-2211（内線177）

外来・入院自己負担金 振込予定日のお知らせ

県内の医療機関窓口でお支払いになった、医療福祉費支給制度（マル福）自己負担金について、次の日程でのお振り込みを予定しています。

振込予定日 令和3年1月22日（金）
償還対象診療月 令和2年8月診療分から10月診療分まで
通帳記帳 「ジコフタン●●ガツ」

<償還対象>

外来自己負担金=妊産婦・小児・ひとり親家庭の方（全員）

入院自己負担金=年齢が0歳～18歳の方

※振り込み日より前に、お届けいただいている振込先の口座名義などを変更された場合は、振り込み不能となります。口座情報に変更が生じた場合は、保険年金課へ口座変更届の提出をお願いします。

※領収書はお振り込みが確認できるまで大切に保管してください。

●第三者行為とは！

- ・相手がいる交通事故
- ・他人の犬に噛まれた、傷害事件に巻き込まれたなど



●このような場合も届け出が必要です！

- ・誰かが運転する車に同乗中の自損事故
- ・ご自身の過失が大きい事故（過失の割合に関係無く提出の義務があります。）
- ・相手が不明の事故

●保険証が使えないとき

- ・業務上の負傷や病気（労災保険の対象となります。）
- ・飲酒運転や無免許運転
- ・けんかや泥酔による傷病など



国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している皆さまへ！

交通事故などの届け出のお願い（保険証を使うとき）

交通事故など、第三者（自分以外）の行為が原因で負傷などをした場合、加害者が被害者の医療費を負担いただくのが原則ですが、国民健康保険や後期高齢者医療保険にご加入の方で、保険証を使う場合には、法令に基づき速やかに役場保険年金課へご連絡ください。

問い合わせ先 役場保険年金課 ☎68-2211

国民健康保険係（内線173）・後期医療係（内線175）

減免申請について

○申請方法

減免申請は管轄の県税事務所において年間を通じて受け付けしております。

※令和3年定期課税分の申請期限は令和3年5月31日まで

○郵送による受け付け（今年度からの変更点）

郵送での受け付けは、令和3年2月から開始いたします。

<注意>

減免の要件により必要書類が異なりますので、申請前に土浦県税事務所まであらかじめ必ずお問い合わせください。

問い合わせ先

土浦県税事務所 収税第一課 ☎029-822-7205

茨城県総務部税務課ホームページ

<http://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/kikaku/zeimu.html>

心身に障がいをお持ちの方へ

～自動車税種別割障害者減免申請について～

茨城県では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方のために使用する自動車で、障害等級が一定の要件を満たし、障がい者の方ご本人もしくは障がい者の方と生計を一にする方が所有・運転する自動車について、申請により自動車税種別割および自動車環境性能割を減免する制度を設けています。

これまででは、心身に障がいをお持ちの方の利便性向上のために各市町村へ減免申請の出張受付窓口を設置させていただいたところですが、新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐために令和2年度は窓口の設置を見送りさせていただきます。